

相続手続に「法定相続情報証明制度」が利用できる金融機関・官公署

相続が発生すると、預金の払戻し、生命保険金の請求、相続登記の申請など様々な手続が必要となりますが、その際、それぞれの窓口において、相続人が誰かを確認する資料として、戸除籍謄本等を求められることが一般的です。

そして、各窓口ごとに必要とされる資料とともに戸除籍謄本等を提出することになりますが、一つの手続が終わると戸除籍謄本等を返してもらい、また次の窓口で戸除籍謄本等を提出し、更にまた次へと、同じ手続を繰り返すことになり、時間と手間がかかります。

そのような場合に、法定相続情報証明制度を利用することで、戸除籍謄本等は法務局に1度出すだけで済み（※）、その際、法務局から発行される法定相続情報一覧図の写しを、預金の払戻しであれば下記金融機関に持ち込むことで、戸除籍謄本等の提出が不要となります。

なお、この法定相続情報一覧図の写しは、相続手続に必要な通数が無料で発行されますので、預金口座が複数ある場合などは、それぞれの窓口で提出することで、手続を同時に進めることができるメリットがあります。

※戸除籍謄本等は、法定相続情報一覧図の写しをお渡しする際にお返しします。

※注意事項

法定相続情報一覧図は、戸除籍謄本原本の代わりであり、その他の必要書類(例えば、遺産分割協議書、印鑑証明書等)につきましては事前に金融機関等の窓口で御確認ください。

用途	銀行名
預金の払戻し	株式会社池田泉州銀行
	株式会社大正銀行
	信用組合
	大同信用組合
	成協信用組合
	大阪協栄信用組合
	大阪貯蓄信用組合
	のぞみ信用組合
	中央信用組合
	大阪府警察信用組合
	近畿産業信用組合
	毎日信用組合
	ミレ信用組合
	信用金庫
	大阪信用金庫
	大阪厚生信用金庫
	大阪シティ信用金庫
	大阪商工信用金庫
	永和信用金庫
	北おおさか信用金庫
	枚方信用金庫
	その他
	株式会社ゆうちょ銀行
	北大阪農業協同組合
	高槻市農業協同組合
	茨木市農業協同組合
	大阪北部農業協同組合
	大阪泉州農業協同組合
	いずみの農業協同組合
	堺市農業協同組合
	大阪南農業協同組合
	グリーン大阪農業協同組合
	大阪中河内農業協同組合
大阪東部農業協同組合	
九個荘農業協同組合	
北河内農業協同組合	
大阪市農業協同組合	
大阪府信用農業協同組合連合会	
近畿労働金庫	

用途	官公署
相続税の申告	全国の税務署
自動車の名義変更	全国の陸運事務所
相続登記の申請	全国の法務局・地方法務局